

第 13 次労働災害防止計画



和歌山労働局

【目 次】

1	計画のねらい	p 1
2	計画期間	p 1
3	計画の目標	p 1～2
4	安全衛生を取り巻く現状と課題	p 2～4
5	計画の重点事項	p 4～5
6	重点事故後との具体的取組	p 6～18
	(1) 労働災害を減少させるための重点施策	p 6～12
	(2) 健康確保のための重点施策	p 12～16
	(3) 治療と仕事の両立支援対策	p 16～17
	(4) リスクアセスメントの普及促進	p 17～18
	(5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化	p 18

1 計画のねらい

国の労働災害防止計画に合わせて、当局においては、1958年に第1次労働災害防止計画を策定し、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたる労働災害防止計画を策定してきた。

この間、労働災害や職業性疾病の防止に取り組む関係者の努力により、労働の現場における安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、死亡災害は増減を繰り返し、また、死傷災害については、第三次産業への就業人口の移動や労働者全体の年齢階層の高年齢への移行もあって、かつてのような減少は望めない状況にある。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）を踏まえ、長時間労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが重要になっているほか、傷病を抱える労働者の健康確保対策を推進することも求められている。このほか、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害の防止や今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

働く方々一人一人はかけがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、安心して働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた、和歌山労働局における「第13次労働災害防止計画」をここに策定するものである。

2 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

ただし、計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行う。また、必要に応じ計画の見直しを行うものとする。

3 計画の目標

事業者、労働者等の関係者が一体となって、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- ① 死亡災害については、一たび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2013年から2017年の5年間と比較して、2018年から2022年までの5年間で15%以上減少させる。

業種別の目標は次のとおりとする。

製造業 13 次防期間中の死亡災害を 10 件以下とする。

建設業 13 次防期間中の死亡災害を 12 件以下とする。

運輸交通業 13 次防期間中の死亡災害を 5 件以下とする。

林業 13 次防期間中の死亡災害を 2 件以下とする。

- ② 死傷災害（休業 4 日以上。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策等を講じることにより、2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 10%以上減少させる。

業種別の目標について、製造業、建設業、運輸交通業については、全業種と同じ 10%の減少を目標とする。

就労人口が増加傾向にある小売業、社会福祉施設、飲食店については、平成 29 年の死傷者数より減少させることを目標とする。

- ③ 上記以外の目標については、下記のとおりとする。

- ・ ストレスチェックの実施率を 90%以上（82.6%：2016）とする。
- ・ 腰痛の発生件数を 2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 10%以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症の発生件数を 2013 年から 2017 年の 5 年間と比較して、2018 年から 2022 年までの 5 年間で 10%以上減少させる。

4 安全衛生を取り巻く現状と課題

(1) 労働災害の発生状況

ア 死亡災害の発生状況

(ア) 死亡災害については、平成 14 年以降 10 件台で増減を繰り返し、減少傾向にあるとは言えない状況が続いている。

重点として取り組んできた製造業、建設業については、依然として死亡災害発生件数が多く、製造業については死亡災害全体の約 2 割、建設業については約 3 割を占めており、引き続き重点業種として取り組むことが必要な状況にある。

また、林業についても、この間の傾向や他の業種と比較した場合の強度率の高さを考慮し、重点業種として取り上げることが必要な状況にある。

(イ) 死亡災害の発生状況を事故の型別に見ると、製造業では、機械災害対策として重点的に取り組んできたが、はさまれ・巻き込まれ災害による死亡者数が続発しており、対策を強化していくことが必要な状況にある。

同様に、建設業では最も死亡者数が多い墜落・転落災害を重点に、また、林業

では、伐木等作業における激突され災害防止を重点に対策を強化していくことが必要な状況にある。

イ 死傷災害の発生状況

(ア) 死傷災害については、第 12 次労働災害防止計画の 5 か年間で約 9 %の減少となっており、従前に比べ、減少率が低下している。

業種別に見ると、製造業、建設業においては、減少率は全業種平均を上回っているものの、件数の絶対数は依然として多い。その一方で、農業、運輸交通業、第三次産業の各業種については、災害が増加あるいは減少率が全業種平均以下となっている。特に第三次産業については労働者数の増加を考慮したとしても増加が著しい。

(イ) 死傷災害を事故の型別に見ると、墜落・転落、転倒、はさまれ・巻き込まれ、動作の反動・無理な動作等の災害が多発している。

墜落・転落、はさまれ・巻き込まれ災害については製造業や建設業で多発し、転倒、動作の反動・無理な動作が事故の型の災害は業種を問わず発生し、また、年齢が高い層で多発している。

(ウ) 第三次産業においては、多店舗展開の小売業のように事業場が分散している業態が多く、個々の事業場に与えられる権限や予算も十分でないため、事業場ごとの安全衛生管理の仕組みが期待される役割を果たせていない場合があると考えられる。そのほか、第三次産業の多くの業種については、事業者はもとより、労働者においても危険に対する認識が不十分であり、このことも災害が減少しない要因と考えられる。

第三次産業の中でも、増加の著しい社会福祉施設では、転倒や動作の反動・無理な動作が多く、被災者の年齢も過半数は 50 歳以上となっている。

ウ 労働者の健康確保をめぐる状況

(ア) メンタルヘルス等の状況

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じる労働者の割合は依然として高い状況にあり、長時間労働による過労死問題も深刻な社会問題となっていることから、長時間労働対策及びメンタルヘルス対策の推進が重要である。

ストレスチェック制度は、平成 28 年から労働者数 50 人以上の事業場において実施が義務化されているが、県内における実施率は約 82%にとどまっている。また、高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が産業医等による健康相談な

どを安心して受けられることが重要となるが、労働者の約3割が職場においてストレスについて相談できる相手がいない現状にある。

こうした状況を踏まえると、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組や労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境整備を促進することが重要である。

(イ) 疾病を抱える労働者等の状況

疾病を抱える労働者は、労働人口の3人に1人と多数を占める。

また、労働力の高齢化の進行が見込まれる中、事業場において支援が必要となる場面はさらに増えることが予想される。

こうした状況を踏まえると、傷病を抱える労働者等の健康確保対策を推進していくことが必要な状況にある。

(ウ) 職業性疾病の発生状況

当局における職業性疾病は長期的には減少傾向にあるが、今なお年間60件近く発生している。このうち約6割が腰痛症で、保健衛生業を中心にあらゆる産業において発生している。

また、近年、化学物質による胆管がんや膀胱がんといった重篤な健康障害が全国的に発生しており、化学物質対策は依然として重要である。

しかしながら、化学物質の管理については、労働安全衛生関係法令により、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、SDS交付、ラベル表示、リスクアセスメントの実施等の対策が義務付けられている化学物質でさえ、基本的な対策が十分行われているとはいえない状況にある。

さらに、熱中症については、毎年5件程度発生しており、平成29年には2件の死亡災害が発生していることから、熱中症予防についても、より積極的に取組む必要がある。

このほか、石綿による健康障害の防止については、2028年頃に石綿使用建築物の解体がピークを迎えることを踏まえ、ばく露防止対策の徹底を図る必要がある。

5 計画の重点事項

安全衛生を取巻く現状と課題を踏まえ、以下の項目を重点事項とする。

(1) 労働災害を減少させるための重点施策

- ア 死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特성에応じた対策
- イ 業種横断的対策1：転倒災害防止対策
- ウ 業種横断的対策2：高年齢労働者の特성에応じた対策

エ 業種横断的対策 3：交通労働災害防止対策

(2) 健康確保のための重点施策

- ア 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策
- イ 化学物質等による健康障害防止対策
- ウ 腰痛対策及び熱中症対策
- エ 定期健康診断有所見率改善対策

(3) 治療と仕事の両立支援対策

(4) リスクアセスメントの普及促進

(5) 関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化

6 重点事項ごとの具体的取組

(1) 労働災害を減少させるための重点施策

ア 死亡災害の撲滅及び災害多発業種に対する業種の特性に応じた対策

(ア) 製造業対策

(現状と課題)

- ① 製造業の死傷者数は、長期的には減少傾向にあり、12次防期間中も大きく減少したが、依然として全業種中最多（平成29年では、1075件中261件）で、後遺障害を残す可能性が高い「はさまれ、巻き込まれ」災害の割合も高く、製造業全体の約4分の1を占めている。
- ② 製造業の内、食料品製造業については減少傾向が見られず、製造業中最多で、製造業全体の約3分の1（79件）を占めている。切れ・こすれ、はさまれ・巻き込まれ災害が多く発生している。
- ③ 食料品製造業に次いで、金属製品製造業、化学工業、木材木製品製造業で災害が多発しており、後遺障害を残す可能性のある災害の割合も高い。

(講ずべき対策)

- ① 「はさまれ、巻き込まれ」災害の防止を重点に、労働安全衛生関係法令の遵守及び「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づく措置の徹底を図る。
- ② 災害が多発している食料品製造業について、現場に安全活動を浸透させるため、他の製造業と同様に職長に対する教育の実施を推進する。
- ③ 生産設備の高経年化に伴い、設備の劣化による労働災害の増加が懸念されるため、施設・設備の経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、高経年機械・設備に対する点検・整備等の徹底を図る。
- ④ 労働災害の状況を分析した資料及び「はさまれ、巻き込まれ」災害を中心

とした災害事例等の情報を業界団体及び事業者提供し、機械の本質安全化、安全作業マニュアルの作成等をはじめとした自主的な労働災害防止の取組を促進する。

- ⑤ 「機械譲渡者が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針」に基づく残留リスク等の通知の促進を図るとともに、この通知を受けた事業者におけるリスクアセスメントの実施を指導する。

(イ) 建設業対策

(現状と課題)

- ① 建設業の労働災害による死傷者数は、長期的に減少傾向にあり、12次防期間中においても全業種中最大の減少率であった。

しかしながら、災害発生率(千人率)は全産業の平均を大きく上回り、さらに、死亡災害は12次防期間中に全体(51件)の約3割に当たる15件発生している。

- ② 災害を事故の型別でみると、重篤な災害に至る可能性が高い「墜落・転落」災害の割合が最も高く、4割弱を占めている。また、同じく重篤な災害に至る可能性が高い「飛来・落下」災害及び「はさまれ・巻き込まれ」災害の割合も高い。

さらに、建設業においては、「崩壊・倒壊災害」、「重機災害」も重篤災害となる確率が高く、12次防期間中においても複数件の死亡災害が発生している。

- ③ 自動車専用道の延伸、複線化工事など、インフラの整備や補修のための工事が増加するものと予想されるが、建設業に従事する労働者の不足や高齢化により、現場管理に支障をきたし、労働災害が増加することが懸念される。
- ④ 石綿含有建材を使用した建築物の解体工事の増加が見込まれることから、労働災害防止対策や石綿ばく露防止対策も重要である。

(講ずべき対策)

- ① 建設業においては、墜落・転落災害が死亡災害の4割を超える状況にあることから、工事施工事業者に対して足場、はしご、脚立、屋根等からの墜落・転落防止措置の徹底を図る。

また、高所作業時における墜落防止用保護具としてフルハーネス型安全帯の使用の普及を図る。

- ② 当局においては平成28年に3件の死亡災害が発生するなど、解体工事に係る災害が増加しつつあることから、鉄筋コンクリート造の建築物、鉄骨造の建築物、橋梁等の解体工事における「崩壊・倒壊災害」防止のための安全対策の徹底を図る。

また、「重機災害」の防止を徹底するために、有資格者による操作、誘導者の配置、定期自主検査の実施等の徹底を図る。

- ③ 近年、台風、大雨、竜巻等の自然災害が頻発しており、今後も同様の自然災害の発生が予想されることから、自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底を図る。
- ④ 中小地場店社を中心に、安全衛生教育をはじめとした建設現場の統括安全衛生管理の徹底を図り、「元請事業者による建設現場安全管理指針」に基づく総合的な労働災害防止対策の推進を図る。
- ⑤ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画に基づき、公共工事の発注機関と緊密な連携の下に、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等を着実に実施する。
- ⑥ ずい道等の建設工事について、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」の周知及び同ガイドラインに基づく措置の徹底等、粉じん障害防止対策を推進するとともに、一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒、酸欠等の防止対策の徹底を図る。
- ⑦ 石綿含有建材を使用した建築物の解体工事においては、必要経費や工期の不足のために石綿のばく露や飛散の防止措置を講じることが困難になるような工事の発注が行われないよう、地方公共団体と連携して対応する。

(ウ) 陸上貨物運送事業対策

(現状と課題)

- ① 陸上貨物運送事業の死傷者数については、増減を繰り返し、12次防期間中においてもほとんど減少していない。
交通労働災害は1割程度と少なく、荷の積卸し時の災害がほとんどを占めている。事故の型別で見ると「墜落・転落」災害が最も多く4分の1を占め、次いで、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」災害が多い。
- ② 災害の5割強は荷先等で発生しており、荷先等での災害の8割強が荷の積卸し時に発生していることから、陸上貨物運送事業の労働災害を減少させるには、荷の積卸し時の「墜落・転落」災害防止を図ることが重要であり、荷先等における対応も必要である。

(講ずべき対策)

- ① 陸上貨物運送事業における労働災害の7割が荷役作業時に発生していることから陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成25年3月

25日付け基発0325第1号、以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。)に基づき、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。また、荷役作業に従事する者に対する安全衛生教育の充実を図る。

- ② 国土交通省と連携し、荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等についての支援を要請する。

(エ) 農業対策

(現状と課題)

- ① 農業における死傷者数は、平成26年以降増加が続いている。

農業における労働災害は、果実の収穫時期(5月6月の梅と11月12月のみかん)に集中しており、起因物別にみると、果樹、地山、岩石の「環境等」によるものが半数近くを占め、事故の型別にみると、「墜落・転落」災害が半数を占めており、その多くは果実の収穫作業における果樹や脚立からの「墜落・転落」災害である。

農業の労働災害の減少を図るには、特に果実の収穫作業等における果樹や脚立からの「墜落・転落」災害の減少を図る必要がある。

(講ずべき対策)

- ① 農業協同組合と連携し、特に果樹の収穫時に労働者を使用する農家に果樹、脚立等からの「墜落・転落」災害防止等の労働災害対策の実施を指導する。
- ② 労働災害の状況を分析した資料、災害事例、労働災害防止対策等の情報を、労働者を雇用する農家及び就労する労働者に提供し、労働災害防止対策の実施を呼びかける。

(オ) 林業対策

(現状と課題)

- ① 林業における死傷者数は、毎年50件程度で推移し、減少傾向が見受けられない。災害発生率(千人率)も異常に高く、12次防期間中に3人が死亡するなど、重篤災害も多発していることから、その減少を図る必要がある。

また、チェーンソー等による振動障害防止対策も重要である。

(講ずべき対策)

- ① 伐木・造材作業中に発生する災害が全体の7割程度を占めていることから、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」及び「かかり木の処理作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく措置の徹底を図る。

- ② 高性能林業機械に対する労働災害防止対策の推進を図る。
- ③ 刈払機による災害を減少させるため、「林業における刈払機使用にかかる安全作業指針」の徹底を図る。
- ④ 振動障害を防止するため、「チェーンソー取扱い作業指針」に基づく措置の徹底を図るとともに、チェーンソー取扱作業指導員制度の有効な活用を図る。
- ⑤ 林業における労働災害の一層の減少を図るため、森林管理署、和歌山県及び林業・木材製造業労働災害防止協会和歌山県支部等との連携を密にし、伐木等作業現場での労働災害の防止対策についての充実強化を図る。

(カ) 商業対策

(現状と課題)

- ① 商業の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるものの依然として全産業に占める割合は高い。
商業においては、食品スーパー、専門店等のその他の小売業において最も多く災害が発生しているが、新聞販売業においても2割強発生している。
- ② 新聞販売業では、事故の型別にみると、「交通事故」が最も多く、「転倒」がこれに続き、この2つで全体の9割以上を占めている。
新聞販売業を除く小売業では、「転倒」災害が最も多く、「墜落・転落」災害がこれに続き、この2つで全体の半数近くを占めている。
- ③ 商業の災害については、高年齢労働者の災害が多く、50才以上の労働者の災害が過半数を占めている。また、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合も高い。
- ④ 商業については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であり、安全衛生対策を推進するための、担当者や委員会等が設置されていないものも見受けられる。

(講ずべき対策)

- ① 小売業では「転倒」災害が最も多く発生していることから、引続き「STOP！転倒災害プロジェクト」の浸透を図る。
- ② 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を通じて「4S」、「KY」、「危険の見える化」等の取組を浸透させる。
- ③ 大規模店舗・多店舗展開企業に対し、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位の安全衛生管理体制の構築等を指導する。
- ④ 多発している「転倒」災害や「切れ・こすれ」災害等を防ぐため、作業性、安

全性、経済性に優れる安全靴や安全手袋などの保護具や安全装置の普及を促進する。

- ⑤ 商業における労働災害の状況を分析した資料、災害事例、安全管理の好事例等の情報を提供し、自主的な労働災害防止対策の取組の促進を図る。
- ⑥ 小売業・飲食店については、非正規雇用労働者の割合が高く、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(キ) 社会福祉施設対策

(現状と課題)

- ① 社会福祉施設の死傷者数は、近年、老人介護施設を中心に事業場が増加していること等から急増しており、全産業に占める割合も高くなっている。
また、今後も高齢化が進み、事業場及び就労人口の増加が予想され、これに伴って労働災害の一層の増加が懸念される。
- ② 社会福祉施設の災害は、腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」災害が最も多く、全体の約4割を占めており、次いで「転倒」災害が約3割、交通労働災害が1割強を占めている。

(講ずべき対策)

- ① 県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、社会福祉施設に対し、労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、介護機器の導入による腰痛予防、職場における腰痛予防対策指針で定める腰痛の健康診断の普及・徹底を指導する。
- ② 労働災害の状況を分析した資料、災害事例、上記の研修会や指導を通じて収集した好事例や情報を事業者を提供し、自主的な労働災害防止対策の取組の促進を図る。

イ 業種横断的対策1：転倒災害防止対策

(現状と課題)

- ① 当局における死傷災害の2割強を占める転倒災害は、工業的業種、非工業的業種を問わず、あらゆる業種で発生している。
日常生活でも起こり得る災害であることから、事業者、労働者の双方ともに転倒災害に対する意識が希薄である。
- ② 労働者の年齢階層が上がり、転倒が増加傾向にあることを踏まえ、高齢な労働者に配慮した職場改善が必要である。

(講ずべき対策)

- ① 引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」の浸透を図るとともに、4S（整理、整頓、清掃、清潔）、注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、及び作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。
- ② 転倒災害防止に係る災害事例等を事業者に提供する等の支援を行う。
- ③ 一般的に加齢に伴う身体機能の低下により転倒災害発生リスクが高まることから、これを予防するための体操の周知・普及を図る。

ウ 業種横断的対策 2：高年齢労働者対策

(現状と課題)

- ① 当局においては、50歳以上の労働者の災害が約5割を占めている。また、年齢が高くなるほど災害発生件数が多く、60歳代が最多となっている。
今後も就労人口の高齢化が予想されるため、高年齢労働者の労働災害防止対策に取り組む必要がある。

(講ずべき対策)

- ① 労働者の年齢階層が上がり、転倒や腰痛が増加傾向にあることを踏まえ、高齢労働者に配慮した職場改善（段差の解消、手すりの設置、必要な照明の確保等）や筋力強化等身体機能向上のための健康づくり等について、労働災害防止団体と連携して指導する。
- ② 基礎疾患等の健康障害リスクを持つ労働者に対して、労働者自身による健康管理を徹底するよう促すとともに、日常的な作業管理や労務管理の中で、本人の申告に基づいて健康状態を把握し、労働災害につながるような状態で作業に従事することのないよう、注意喚起する。
- ③ 定期健康診断結果に基づく保健指導や事後措置の中で、労働者自身の健康管理のみならず、基礎疾患が誘発しうる労働災害を防止する観点からも適切な指導・対応が必要である旨を、和歌山産業保健総合支援センター等を通じて周知徹底する。

エ 業種横断的対策 3：交通労働災害防止対策

(現状と課題)

- ① 全災害に占める交通労働災害の割合は8%前後で、増減を繰り返している。
12次防期間中の交通労働災害による死亡者は11件で、墜落・転落に次ぐ件数となっている。

(講ずべき対策)

- ① 交通労働災害については、半数以上が、バス、トラック、タクシー等の事業場以外の事業場で発生していることを踏まえ、和歌山県警と連携し、安全運転管理者講習等の場を利用し、交通労働災害防止のためのガイドラインの周知を図る。
- ② バス、トラック、タクシー等の事業用自動車を保有する事業場については、運行管理者に対する労働災害防止のための教育等を運輸支局と連携して推進する。
- ③ 事業用自動車運転業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康管理が行われるよう指導を図る。

(2) 健康確保のための重点施策

ア 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策

(イ) 過重労働による健康障害防止対策

(現状と課題)

- ① 当局においては、12次防期間中の脳・心臓疾患にかかる労災申請は29件でそのうち、15件が業務上決定されている。
- ② 労働時間の削減と合わせ、長時間労働者に対する健康確保措置は、働き方改革実行計画を踏まえ労働政策審議会が建議した主要項目である。

(講ずべき対策)

- ① 労働時間の客観的な把握等の徹底を図るとともに、恒常的な長時間労働を発生させない労務管理及び労働者の過労に伴う健康障害のリスクを大幅に低減させるための指導を徹底する。
- ② 過重労働による脳・心臓疾患等の健康障害を防止するため、健康診断の実施と事後措置実施及び長時間労働者に対する面接指導の徹底を図る。
- ③ 恒常的な長時間労働に従事する労働者の多い業種・職種に重点を置き、労使の取組を効果的に促すとともに、「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度に関する基準」の遵守を図ること等により、時間外労働の削減を推進する。
- ④ 不規則勤務や深夜労働の多い業種・職種に重点を置き、効果的な疲労の回復につながる休日・休暇の付与・取得を促進する。

(イ) メンタルヘルス対策

(現状と課題)

- ① 全国的には、精神疾患にかかる労災請求は増加傾向で、平成28年度は1586

件と過去最高の数値となった。

また、業務に対してストレスを感じる労働者の割合は 55.7%と高止まりであり、メンタル不調により 1 か月以上休業した労働者の割合も 0.4%と増加傾向にある。

- ② 当局においては、12 次防期間中において、精神疾患にかかる労災申請は 26 件で、そのうち 7 件が業務上決定されている。

また当局におけるストレスチェックの実施率は 82.6%と全国平均を下回っており、ストレスチェックにかかる集団分析の実施率も全国平均より 5 ポイント以上低い 72.3%であることから、メンタルヘルス対策は重要な課題である。

(講ずべき対策)

- ① メンタルヘルス不調の予防のためには、労働者がストレスチェック等に基づきセルフケアを行えるようにすることや日常的に労働者と接する管理監督者が適切に対応できるようにすることが重要であることから、管理監督者と労働者への教育研修・情報提供の推進を図る。
- ② 労働者数 50 人以上の事業場については、ストレスチェックの完全実施に向けて指導を徹底するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善の取組を推進する。
- ③ 高ストレス者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を図る。また、メンタルヘルスに問題を抱える労働者の職場復帰支援のための職場復帰支援プログラムの作成を促進する。
- ④ 事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。また、仕事や職業生活に関する不安や悩み、ストレスについて労働者が相談できる相談先を提供する。
- ⑤ メンタルヘルス不調を予防する観点から、職場のパワーハラスメント防止対策を推進する。

イ 化学物質等による健康障害防止対策

(現状と課題)

- ① 全国的には、化学物質による胆管がん、膀胱がん等の遅発性疾病が近年発生しており、当局においても発生が懸念される。
- ② 建築物の解体工事等において、発注者が低額で短期間の工事を求め、適切に石綿ばく露防止措置が講じられないまま解体工事等が行われる事例も散見されている。

- ③ 労働安全衛生法第 57 条の 2 に該当する化学物質を使用している事業場に関して、GHS ラベル表示を完全に実施している事業場の割合は 53.5%、安全データシート（SDS）を完全に交付している事業場の割合は 54.5%にとどまっている。
- ④ 平成 27 年 6 月 1 日から受動喫煙防止対策が努力義務化されたが、平成 28 年の統計では、受動喫煙防止対策が実施されている事業場の割合が 65.4%に留まっており、また、職場において受動喫煙を受けていると回答した労働者の割合が 34.7%に上っている。
- ⑤ 平成 28 年度にじん肺症等で新規に支給決定を行った者は全国で 321 人で減少傾向にない。

（講ずべき対策）

（ア）化学物質対策

- ① 国の化学物質の有害性評価の結果、新たに特定化学物質障害予防規則等により規制された物質の法規制による措置の徹底を図る。
- ② 化学物質による労働者の健康障害を防止するための指針の周知及び措置の徹底を図る。
- ③ 化学物質の危険有害性に係るラベル表示と安全データシート（SDS）の交付の徹底を図り、SDS に基づく事業者のリスクアセスメントの実施と結果に基づく作業等の改善方法を推進する。
- ④ 作業環境測定の結果等と、特殊健康診断の結果を結びつけ、総合的な健康確保対策を推進する。
- ⑤ 事業者による化学物質管理を実効あるものとするために、雇い入れ時教育等の安全衛生教育の場における、化学物質のラベル表示や SDS による情報の理解、保護具の正しい着用方法などの教育を徹底させる。

（イ）石綿対策

- ① 建築物の解体工事等における石綿ばく露防止措置の徹底を図る。このため、県、市町村と連携し解体工事現場の早期把握に努める。また施工業者のみならず、解体工事等の発注者に対しても必要な安全経費の負担等について指導する。

（ウ）粉じん障害防止対策

- ① 粉じんばく露に伴う労働者の健康障害を防止するために、粉じん障害防止規則その他の関係法令の遵守を徹底させるとともに、第 9 次粉じん障害防止

総合対策に基づき、粉じんによる健康障害防止の自主的とりくみを推進させる。

(エ) 受動喫煙防止対策

- ① 受動喫煙の健康への有害性について、周知・啓発を図るとともに、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。

ウ 腰痛対策及び熱中症対策

(ア) 腰痛対策

(現状と課題)

- ① 腰痛症は、12次防期間中において増減を繰り返し、年平均50件程度発生し、当局における職業性疾病の7割を占めている。
- ② 業種別では、保健衛生業（社会福祉施設）が最多で、製造業、運輸交通業と続いている。

(講ずべき対策)

- ① 特に腰痛が懸念される社会福祉施設（介護施設）、小売業、陸上貨物運送事業を重点として、雇入れ時教育等に腰痛予防対策を盛り込むことを徹底する。
- ② 社会福祉施設（介護施設）に対して、県や市町村が行う介護事業者に対する研修会や指導と連携し、腰痛健康診断の実施、腰痛予防体操の導入、安全衛生教育の徹底、機器の導入による作業方法の改善等、職場における腰痛予防対策指針で定める事項の普及・徹底を指導する。
- ③ 荷物の積み卸し等の定型的な重筋業務を行う労働者や介護労働者の身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

(イ) 熱中症対策

(現状と課題)

- ① 当局においては、12次防期間中に熱中症が27件発生しており、11防期間中より10件増加している。

また、平成29年には建設業において、2件の死亡災害も発生している。

(講ずべき対策)

- ① JIS規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT値の測定とその結果に基づき、

休憩の確保や水分・塩分の補給等の対策の実施を指導する。

- ② WBGT 基準値を超える作業について、WBGT 値の低減、涼しい休憩場所の確保、水分、塩分の十分な補給、十分な休憩時間の確保、身体強度の低い作業への変更等の対策の実施を指導する。

エ 定期健康診断有所見率改善対策

(現状と課題)

- ① 定期健康診断における有所見率については、上昇の一途をたどり、平成 28 年の当局における有所見率は 56.5%となっている。

また、平成 15 年以降、常に全国の有所見率の値より高い状況が続いている。平成 28 年における全国平均との差は、2.7 ポイントとなっていることから、有所見率改善対策は急務である。

(講ずべき対策)

- ① 定期健康診断有所見率改善のため、県の関係部局、全国健康保険協会和歌山支部、和歌山産業保健総合支援センター、和歌山県医師会等との連携により、セミナー、講習会等を開催し、商工会議所、商工会等を通じて情報提供を行うことにより取組気運の醸成を図る。
- ② 有所見者に対する医師からの意見聴取や健康相談等が確実に実施されるよう指導の徹底を図る。
- ③ 産業医の選任義務がない小規模事業場における産業保健機能強化のため地域産業保健センターとの連携の強化を図る。
- ④ 事業場における衛生委員会等の活動の活性化を図るとともに、産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動の活性化を図る。
- ⑤ 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業における健康確保措置に関する機運の醸成を図る。

(3) 治療と仕事の両立支援対策

(現状と課題)

- ① 疾病を理由として1か月以上連続して休業している従業員がいる企業の割合は事由別に、メンタルヘルス 38%、がん 21%、脳血管疾患 12%となっている。

また、仕事をしながらがんで通院している労働者は全国で 32.5 万人に上る

など疾病のリスクを抱える労働者は増加傾向にあり、高齢化の進展に伴い有病率が高くなることから、事業場における治療と職業生活の両立が今後ますます重要となってくる。

- ② 一方、疾病を抱える労働者の中には、仕事上の理由で適切な治療が受けられない場合や、離職に至る場合もみられる。また、事業場においては治療と職業生活の両立支援の取組が低調なところや、支援方法、産業保健スタッフ・医療機関との連携について悩んでいるところも見受けられる。

(講ずべき対策)

- ① 傷病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、業務によって傷病を増悪させてしまうことがないように、事業場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われよう、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月策定）（以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ② 両立支援ガイドラインに基づく企業と医療機関の連携を一層強化するため、産業保健総合支援センターにおける研修の実施等を支援する。
- ③ 和歌山地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等関係者の具体的連携を推進する。
- ④ 労働者等からの依頼を受けて労働者に寄り添いながら相談支援を実施し、また、労働者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の養成に取り組む。

(4) リスクアセスメントの普及促進

- ① 中小規模事業場に対してリスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、リスクアセスメントへの取組が進んでいる中小規模事業場に対して、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- ② 中小規模事業場への労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進に当たっては、労働災害防止団体や労働安全・衛生コンサルタント等を活用する。
- ③ 建設業では、関係請負人の段階では対応が困難な事項について元方事業者がリスクアセスメントを行うなど、元方事業者と関係請負人がそれぞれの役割に応じたリスクアセスメントを行い、その結果に基づいて適切な措置を講じるよう、建設業労働災害防止協会和歌山県支部と連携して指導する。
- ④ 労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関するトップの取組方針の設定・表明等、企業にお

ける自主的な安全衛生の取組を推進する。

(5) 専門家の活用と関係行政機関、労働災害防止団体、業界団体等との連携の強化

- ① 専門家の知識やノウハウを活用しながら安全衛生施策を推進していくために、安全衛生労使専門家会議の活用を図る。
- ② 災害復旧工事をはじめとする公共工事における労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、石綿対策、メンタルヘルス対策、受動喫煙防止対策等について、関係行政機関の動向を把握しつつ、連携を強化する。
- ③ 労働者の危険感受性の低下が、労働災害が減少しない原因の一つとなっているとの指摘があることを踏まえ、業界団体等を通じ、危険感受性を高めるための安全衛生教育の推進を図る。
- ④ 労働災害防止団体等との連携の強化を図り、パトロールの合同開催や安全衛生教育に対する指導援助を行うとともに、労働災害防止団体活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進を図る。
- ⑤ 労働災害の発生状況を事業場規模別にみると、労働災害の多くは中小規模事業場で発生している。中小規模事業場は安全衛生管理体制が脆弱であり、安全衛生活動が比較的低調であることから、こうした事業場に対する安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の災害防止団体を通じた支援の充実を図る。
- ⑥ 職場における安全確保や健康管理の仕組み、メンタルヘルス等に係る基礎知識の浸透を図るため、高校、大学への出前講義を行う。
また、地元FM局の番組を利用した啓発を行う。